

千曲市告示第116号

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月22日

千曲市長 小 川 修 一

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱（平成17年千曲市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、離婚調停中等の、離婚前の困難を抱える母又は父についても対象とする。

第7条第1号中「別表第1に定める」を「子育て支援の実施に必要な研修として市長が認める」に改め、「若しくはこれと同等の研修を修了した者として市長が認める者」を削る。

第9条中「別表第2」を「別表第1」に、「児童扶養手当法施行令第6条の7」を「同令第6条の7」に改める。

第10条の見出し中「手当て」を「手当」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に、「手当て」を「手当」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この告示は、令和7年8月22日から施行する。